

第20回 非化石証書とは？新しい環境価値の登場！

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下、「高度化法」という。）により、小売電気事業者は、自ら調達する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にすることが求められています。

しかし、卸電力取引所では、非化石電源と化石電源の区別がされないため、非化石電源の持つ価値が埋没し、非化石電源比率を高める手段として活用されておられません。結果、取引所取引の割合が比較的高い新規参入者にとっては特に、非化石電源を調達する手段が限定される状況になっており、高度化法の目標達成が困難な面があります。

また、FIT電気（固定価格買取制度に基づき買い取られた電気）の持つ環境価値（非化石価値を含む）については、現状、賦課金負担に応じて全需要家に均等に帰属するものと整理されており、国民負担の軽減を図る観点から、その価値を顕在化するような制度設計の在り方についての更なる検討が求められているところです。

このような状況を踏まえ、①非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の非化石電源調達目標の達成を後押しするとともに、②需要家にとっての選択肢を拡大しつつ、FIT制度による国民負担の軽減に資する、新たな市場である非化石価値取引市場が創設されることとなりました。

非化石価値取引市場で取引されることになる非化石証書とは、再生可能エネルギー電気等の「環境価値」を、電気と切り離し売買できるよう証書化するものです。

電力の小売営業に関する指針において、非化石証書（再生可能エネルギー指定あり）を購入した場合には、「非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー〇%の調達を実現」と表示することが可能です。あわせて、CO₂排出係数にも反映可能となります。（ただし、非化石証書の購入は、小売電気事業者の電源構成の表示に影響を与えない。）

企業の間では、自社の電力使用によるCO₂排出量（SCOPE 2）を削減するため、低炭素・脱炭素電源の電気を購入したいという需要が高まっています。現在、CDP質問書※への報告にも非化石証書の調達量を「再エネ量」として報告できる方向で調整がされていま

す。

※CDPとは、機関投資家と連携し、主要企業に対して環境への取り組みに関する質問書を送り、その回答をスコアリング、公開するプログラムを運営する国際NGO

環境価値を証書のような形でやりとりする既存制度として、J-クレジット（再エネ由来）やグリーン電力証書（ここでいうグリーン電力証書はグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度によって認められた証書のことです。）があります。ただ、グリーン電力証書は比較的単価が高い、J-クレジット（再エネ由来）は供給量が少ないといった課題がありました。

非化石証書が生まれることで、これまで市場に不足していた“再エネの環境価値”が流通し、再エネ電気を求める企業向けの電力メニューが増えることが予想されます。それにより、企業にとっても、CO₂排出ゼロの達成が現実的になります。

FIT電気の非化石証書の初回オークションは5月から始まる見込みです。非化石価値取引売市場での取引となり、小売電気事業者が購入するものになります。電力メニューとして反映されるのはその後になります。早いものでは、7月頃公表のメニュー別排出係数に反映されている可能性もあります。

<参考>

・電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisa/ku/denryoku_system_kaikaku/pdf/005_05_02.pdf

・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 第17回制度検討作業部会
配布資料4
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/denryoku_gas_kihon/seido_kento/pdf/017_04_00.pdf

(ソフト支援事業実施機関)

株式会社ウェストボックス 担当：鈴木、小川、山本

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-18-1

ナディアパークデザインセンタービル7階

Tel: 052-265-5902 Fax:052-265-5903 E-mail: info@wastebox.net

中部Jクレ コラム バックナンバー

<http://www.chubu.meti.go.jp/d34j-credit/platform/column/column.html>